

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	長等創作展示館の特別利用許可の取消し等	
根拠法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (平成7年規則第38号)	(条項) 第8条
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則	(条項) 第8条
所 管 部 署	市民部 文化・青少年課	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>当該利用が大津市創作展示館の管理運営に関する規則第8条各号のいずれかに該当することを基準とし、同条第3号に規定する「その他館長が必要と認めるとき」とは、次に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p> <p>(1) 創作展示館の施設若しくは設備又は展示館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。 (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。 (3) 申請の目的以外に使用しないこと。 (4) 所定の場所以外において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。 (5) 創作展示館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を行わないこと。 (6) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>【根拠法令・基準法令】 大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (特別利用の制限) 第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしないものとする。 (1) 特別利用によって展示館資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 好ましくない用途に供する特別利用が行われると認められるとき。 (3) 他の観覧者の観覧に支障があると認められるとき。 (4) 寄託された展示館資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。 (5) 著作権がある展示館資料の特別利用で、著作権者の同意を得ていないとき。 (6) その他館長が特別利用に供することを不適當と認めるとき。 (特別利用の許可の取消し等) 第8条 館長は、特別利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。 (1) 許可の条件に違反したとき。 (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) その他館長が必要と認めるとき。</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。